

平成26年8月1日

議長 湯 口 史 章 様

議会改革検討委員会

委員長 森 本 正 行



諮問事項に対する提言について（第4次）

当議会改革検討委員会では、各検討事項について、調査研究・議論を重ねました結果、別紙のとおり一定の結論に至りましたので、提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮問事項について検討を重ねてまいります。

※参考資料として、具体的検討事項一覧を別添のとおり添付させていただきます。

諮問事項3 議会及び議員活動について

○請願・陳情について

このことについて、議論を重ねました結果、次の3点について提言いたします。

- (1) 陳情について、本市の事務に直接かかわりのない事項を願意とし、全国各地に提出されていると思われるものや、同一提出者から短い期間に繰り返し提出される同一内容のものなどが本市議会にも見受けられることから、これらについては、議長判断により委員会送付とせず、議員配布のみとすることができるようすべきとの結論にまとまりました。
- (2) 請願者及び陳情者の押印については、請願紹介議員と同様に「署名又は記名押印」とすべきとの結論にまとまりました。
- (3) 障がいのある方の権利擁護を推進するため、点字による請願及び陳情の提出についても受理できるようにすべきとの結論にまとまりました。

○会議の傍聴改革

このことについては、開かれた議会を目指し、委員会の傍聴について委員長の許可制を廃止し、原則公開とすべきとの結論にまとまりました。

また、傍聴席での携帯電話等の使用禁止及び議長の許可を受けた者の写真撮影等のための発光装置の使用禁止を明文化すべきとの結論にまとまりました。

なお、傍聴席での写真・映画撮影及び録音についても議論を行いましたが、このことについては、現状のとおりとすることにまとまりました。

○各常任委員会の所管の分担見直しについて

このことについては、各委員会の審査に要する時間について均等がとれているとは言いがたい状況であることから、各常任委員会の所管の分担を見直す方向で検討すべきとの結論にまとまりましたので、具体的な検討を進めていただきますよう提言いたします。

議会改革検討委員会 具体的検討事項一覧（平成 26 年 8 月 1 日）

今後検討事項

- 議長・副議長の立候補制の採用
- 議長・副議長の選挙のルールづくりと立候補表明について
- 正副議長の会派離脱について
- 交渉会派の構成人数の見直し
- 交渉会派の人数要件の緩和

- 重要な計画等及び機構改革等を事前に議会へ報告・意見を聴取する
- 議案（当初予算及び補正予算、条例の設置・改廃）の事前説明を全議員に対し行なう
- 反問権の付与
- 議会研修会の充実
- 議決事件の範囲の拡大（基本計画、実施計画を議決事件に加える）
- 議員報酬について
- 政務活動費の交付額について
- 政務活動費の条例化
- 議会基本条例の制定
- 鳥取市議会議員政治倫理要綱の見直しについて

検討を終了した事項

- 請願・陳情について（今回提言・第 4 次）
- 会議の傍聴改革（今回提言・第 4 次）
- 各常任委員会の所管の分担見直しについて（今回提言・第 4 次）
- 委員会活動の活性化（提言済み・第 3 次）
- 決算、予算特別委員会における総括質疑の方法とその時期について（提言済み・第 3 次）
- 本会議での質疑の発言内容の制限・回数の見直し（提言済み・第 3 次）
- 代表質問のあり方（提言済み・第 3 次）
- 「議会報告会」「意見交換会」等の開催について（提言済み・第 2 次）
- 公聴会・公開討論会など市民との交流会の開催（提言済み・第 2 次）
- 委員会での議員間討議について（提言済み・第 1 次）
- 決算審査で事業評価を行ない、次年度予算に反映させる（H26.5.13 取り下げ承認）